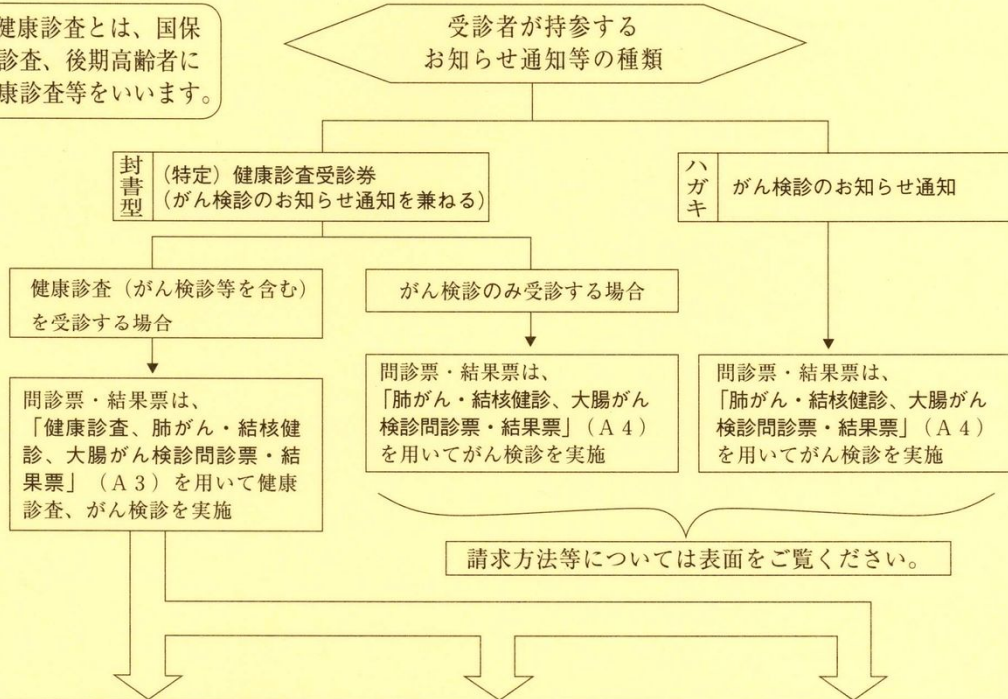


健康診査（注1）、肺がん検診及び大腸がん検診の実施方法（広島市）

裏

使用する問診票・結果票の種類及び委託料の請求は次のとおりです。

（注1）健康診査とは、国保特定健康診査、後期高齢者に対する健康診査等をいいます。



区分	国民健康保険の被保険者	後期高齢者医療の被保険者	医療保険未加入者（生活保護受給者等）
記入上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●問診票・結果票の 国 を○で囲む ●整理番号を記入 ●被保険者証番号（7桁）を記入 	<ul style="list-style-type: none"> ●問診票・結果票の 後 を○で囲む ●整理番号の記入は不要 ●被保険者証番号（8桁）を記入 	<ul style="list-style-type: none"> ●問診票・結果票の 他 を○で囲む ●生活保護受給者の場合は、自己負担金の免除書類の確認欄のうち、「被保護者証明書（夜間・休日等受診用）」に必ずチェック ●整理番号を記入（整理番号の記載がない場合は、「白」と記入） ●被保険者証番号の記入は不要
委託料の請求方法 (注2)	健康診査	広島県国民健康保険団体連合会へデータで請求	検診結果票(B)〔請求用①(保健医療課)〕を所属医師会へ送付 …… ※ ←
	肺がん検診 大腸がん検診	検診結果票(B)〔請求用①(保健医療課)〕を所属医師会へ送付	検診結果票(B)〔請求用①(保健医療課)〕を所属医師会へ送付 〔上記※により、健康診査と合わせて請求されます。〕

（注2）請求方法の詳細のお問い合わせ先

広島県国民健康保険団体連合会が請求先のもの ⇒ 同連合会保健事業課（電話 554-0772）

◎ 問診票・結果票（A）については、表面をご覧ください。

〔参考〕社会保険に加入されている人の特定健康診査の費用請求については、広島県社会保険診療報酬支払基金までお問い合わせください。（電話 294-6761（代））